

■ 法教育普及のための具体的方策

一般社団法人リーガルパーク

法教育推進協議会及び社団法人商事法務研究会「法教育懸賞論文」に投稿

理事 黒羽 倫子

1 なぜ法教育なのか

法教育とは、一般に「法律専門家でない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育」とされている。法教育は、2011年度の学習指導要領の改正により、初等教育（ここでは小・中・高等学校の教育を指す。）の教育現場に取り入れられることになる。

どうして、いま法教育なのか。この点、裁判員裁判の導入等の市民参加の司法制度改革により、国民と法律との架け橋を担うべく法教育の充実が必要になったといわれることがある。しかし、法の支配（個人の尊厳）の下での法治国家である以上、ひろく私たち一般市民に法教育が施されるべきことは必然である。司法改革は、これを認識させるきっかけになったに過ぎない。

近代社会では私たちが無関係ではいられないほど「法律」は市民生活に密着している。なのに、これまでは、「法律教育」はもとより、考え方を習得させる「法教育」は具現化してこなかった。高等学校までの社会科（公民）で、憲法の3大原則を教えるだけで済ませ、大学で初めて法律に触れるのである。これは、数学や物理、文学、語学など他の学問が、初等教育から高等教育（大学）に連綿として繋がっているのに比べ、極めて奇異である。おそらく、「法律は難しい高等な学問であるから、子供には触らせない。」という法曹人の特権階級的な独占思想によるものと思われるが、裁判員裁判の導入等、制度上

も市民が法律と無縁でなくなった今日、大きなツケを回してしまうことになった。

そもそも、法律は法律家にしか理解できないものではない。まして、司法制度の根幹となる法の支配を理解させるための法教育は、柔軟で可塑性のある時期に施すべきであり、とりわけ児童ないし生徒を対象とした初等教育においてこそ、クローズアップされるべきといえる。それが「なぜいま法教育か。」という問いへの答えである。

2 法教育で養成すべき能力

これまで多くの法律家、ことに弁護士や大学研究者が法教育を実践してきたなかで、筑波大学人間総合科学研究科の江口勇治教授が、編著「中学校の法教育を創る」において、法教育を行うにあたっての9つの原理的な結論を挙げておられる。このうち、特に、「法的な問題はバランスのとれた公正な思考過程によって解決が目指されることを前提にすること」と、「絶えず他者とともに学び、自己の考えかたを他者に説得的に説明すること、あわせて他者の主張や論拠にも真摯に耳を傾けること」との指摘は極めて有用である。

しかしこれは、法教育を施した結果として児童・生徒に備わる能力であり、いわば教育を施す立場からすれば到達目標である。問題は、いかなる授業を通じてかかる能力を養うかにある。

3 実際の法教育実例

先の学習指導要領改正と相俟って、関係各所

で法教育の試験的授業が多数行われていることは周知のところであるが、私は、機会あって、國學院大學法科大学院教授で弁護士の今井秀智氏が小・中学校で行った法教育の授業の反訳作業に携わることになった。授業風景はDVDに記録されていたが、児童や生徒の生き生きとした表情や発言姿勢の積極性に正直驚いた。次々に、「はい!」「はい!」と手を挙げる生徒たちの映像に心が躍ったのである。

今井教授は、2007年から、都内の小・中学校を中心に、個別に学校側からの要請を受け、また自らも学校に働きかけて法教育の授業を実施しているユニークな立場にある。小学校では「道徳」の枠、中学校・高校では「社会科（公民）」の枠で実施しているが、特に、事前に教師と授業内容を打ち合わせることもなく、自由に行っている。公立小学校で実施した実績もある。

先に述べた児童や生徒の積極性が一体どこからくるのか。今井教授の授業の様子を紹介しつつ、そこから学ぶべきことについて、私なりに考えたことを述べる。

(1) 例題の設定

中学校3年生に向けたディベート形式の授業。設例は、数学が大嫌いなA君は、夏休みに家族で別荘に行くために母親と8月1日までに数学の宿題をする約束をし、できなければ一人留守番となる。悩んだA君は数学の得意なB君に、ハンバーガー無料券と引換に宿題を見せてもらう約束をする。ところが前日、B君の家に行くと、B君が「宿題は自分でやるものだ。」と言って宿題を見せてくれなかった。しかしすでにB君は無料券で交換したハンバーガーを食べてしまっていた。さて、一人で留守番をさせられる

ことになったA君は、B君にハンバーガーの代金を返せと請求できるか、というものである。

この設例から次のことが分かる。まず設例を簡易にしつつ、取り組み易いように物語仕立てにしていることである。簡易を求めすぎて問題部分だけを示すのでは却って分かりにくい。学年相応の身近な事例で設例を創作する。その際、自分の考えを述べさせるよりも、「できる」・「できない」の二者択一の回答が用意されている方が議論し易いようである。まずは結論を聞き、その理由を述べさせることができるからである。

また、テーマは奥が深くないと生徒らは関心を示さない。この設例から、今井教授は、約束の意味、つまり約束はどんなときでも守るべきなのかを問いかけている。守る必要のない約束との境目を考えさせている。要は、テーマはいわば大学で学ぶ法律の論点に匹敵するものでよく、それを普通の生活の延長上にあるようなドラマ仕立てで問いかけるということである。

(2) 授業の進め方

同じく中学生に向けて実施した「クラスのやんちゃ坊主にほとんど困り、ホームルームで圧倒的多数で彼を無視しようと決まったが、それに反対したC君も無視すべきか。」という設例での授業において、反対・賛成の議論が白熱しているさなかのことである。とある生徒が、「なんか正義って・・・、一体なんだか分かんなくなってきた。」と呟いた。今井教授はそういったぼやきのような発言についても丁寧に拾い上げ、誰もが知っている「正義」という言葉が、実は使う人によってまったく意味が異なる場合もあるということの驚きを体現させた。

また、授業の途中で突然、当事者役の人物を

登場させ、質問（証人尋問）コーナーを設ける。これは、適切な判断をするためには、基礎事実を十分に把握しなければならないことを実体験できるように工夫したものである。

そこには、教える者と教わる者という立場の垣根を越えて、あるテーマについて教育者と生徒、生徒と生徒が自由に討議・討論し、一つの結論を導こうという、まさに江口教授が指摘する上記諸点の実践過程がある。

(3) 総括の仕方

中学3年生のD子さんは入学の時に2万5,000円で購入したお気に入りの自転車に乗っていたが、ある日、飛び出してきたE君の自転車と衝突してD子さんの自転車が大破してしまった。高校へは電車通学の予定なので半年しか使う予定はないが、やむを得ず3万円の自転車を買った。大破した自転車は2年半も乗っていたので3,000円の価値もない。D子さんは全面的に非があるE君に3万円全額の請求をすることができるのか、といった設例。

この授業において、今井教授は、壊れた時点の物の価値を賠償すべきことを原則としつつも、逆に、偶々、D子さんの自転車のカゴに300万円もする高価な壺が入っていてこれも一緒に壊れてしまった場合、300万円請求できるかと敢えて問いを持って総括している。考え方の筋道は示しても、いわゆる正解は示さない。判断のためにいかなる物差しを持ち、それをどう使うかを教えている。

(4) 問題点・改良点

もっとも、今井教授の授業にも問題点がある。弁護士が学校で授業をするという、単なるイベントになっていることである。いわゆる「教育」

的効果があるのか否かの検証ができていない。他の科目との連携もないので、今後、通年あるいは年次の教育カリキュラムのなかで、このような躍動的な法教育授業をいかに位置づけていくか、大いに検討すべき課題であろう。

ある教員関係者は、たとえば35人のクラスにおいて30人の生徒が理解できたらその授業は成功であるという。その割合が妥当かどうか別として、法教育の授業でたとえ35人の生徒全員が理解できたとしても、単発でなされるが故に35人の理解がいずれは消えていくのでは意味がない。継続的に法教育を実施できる制度、システムの構築が必要不可欠であり、かつ急務の課題である。

4 法教育が目指すもの

(1) sein から sollen へ

法教育を受けた児童・生徒は、これまでの「あるなし」（存在, sein）を覚える学習から、それを前提とした「べき」（規範, sollen）を考えられる学習に転化していく。どれも正しい可能性があるなかで、紛争解決のためにどれかに決めなければならない意味を学ぶのである。とはいえ、決めることが場当たりのものであってはならず、すでに述べているように、決めるための物差しを持つことが必須である。この物差しを児童や生徒に与えることこそ法教育の意義であり、究極の目的である。

(2) 法教育の担い手

これまでは法曹関係者の関与の下で法教育が実施されてきたことを受けて、今後も、法曹とりわけ弁護士が担うべきとする向きがあるが、他方で、法曹関係者に委ねているのは過渡的な現象であって、今後の方向性としては、法曹関

係者のアドバイスにより十分な法的知識と考え方を習得した教師（学校教員）の積極的な関与の下で行われることを目指すべきとする見解もある。

両者の見解は、「法的思考」と「教育理論」とを併せ持つ担い手が必要であるという点は同じであるので、実質的には大した対立ではないといえるが、継続的かつ普遍的に国家レベルで早急に整備すべき要請との関係でいえば、私は、まずは法曹とりわけ弁護士が法教育の担い手として養成されていくべきであると考えている。

なぜなら、これまでの教育とは違うスタンスで教育現場に入り込めるという大きな特徴があり、従前の「あるなし」教育の枠を打ち破りやすいからである。弁護士は、現代社会で起こる様々な紛争を1つずつ解決していくという正解のない作業に身を置いており、いわば法教育で教えるべきことを実体験している。しかも、司法制度改革の中で弁護士の数は急増していて、担い手を確保しやすいという実情もある。

(3) 2つの提言

将来の法教育の発展・定着に関し、私は、二つのことを提言したい。

第一に、法科大学院における「**法教育教職課程**」の創設である。実務と理論の架橋を実践する教育機関としての法科大学院こそ、教職かつ法律家の双方を併せ持つ法教育の担い手の養成に適している。法科大学院修了生で教職科目を修了した者に法教育の教職免許を与えることにより、日本独自のロースクールの存在意義を見いだせるのではないかと。

第二に、全国のすべての小・中、高等学校の「**一校に一人、弁護士を配置**」するということである。

あくまで法教育を担う教員として学校に配置するのであるが、副次的にはいじめ問題の解決等、教育現場に法の支配の貫徹を施しうる。法教育の普及とともに、弁護士にとっても業務の拡大ともなろう。

5 まとめ

今井教授は、法教育の授業の冒頭に、児童や生徒に対し、「なぜ、法律とか裁判があると思いますか？」と問いかける。そして、「自由だから。」と答え、きょとんとする子供たちに語る。自由というのは、誰もがどの方向を向いてもいいということ、必ず衝突が起きる。不自由な社会、つまり、すべての人々が同じ方向を向いている社会は衝突が起きない。そのぶつかりを解決する手段が法であり、その実現過程が裁判である。法律や裁判は、私たちが「自由」だから存在するものであり、そして「自由」を守るためにあると。

法教育をいかなる担い手が担おうと、その教育そのものが「自由」でなければ、絵にかいた餅である。教室に衝突や対立（conflict）が生まれる授業こそ、初めて法教育足り得るといえるであろう。

以上